

# 告示

## 埼玉県選管告示第六十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定に基づく個人演説会等施設について、本庄市選挙管理委員会から次のとおり所在地の変更があった旨の報告があった。

平成二十九年十二月五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細田 徳治

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
山王自治会館	(旧) 埼玉県本庄市児玉町児玉二千四百二十八番地 (新) 埼玉県本庄市児玉町児玉二千四百二十番地	長 下町自治会	三十人
秋山会館	(旧) 埼玉県本庄市児玉町秋山千四百一番地 (新) 埼玉県本庄市児玉町秋山千四百一番地一	長 秋山自治会	三十人
吉田林自治会館	(旧) 埼玉県本庄市児玉町吉田林二百十三番地 (新) 埼玉県本庄市児玉町吉田林二百十二番地	吉田林自治会 会長	五十人
上町会館	(旧) 埼玉県本庄市児玉町児玉二千五百十五番地六 (新) 埼玉県本庄市児玉町児玉四十番地四	長 上町自治会	六十人

<p>本町会館</p>	<p>施設の名称</p>
<p>玉二百六十一番地二  (新) 埼玉県本庄市児玉町児</p>	<p>所在地  (旧) 埼玉県本庄市児玉町児  玉二百五十六番地一</p>
<p>長  本町自治会</p>	<p>管理者</p>
<p>百人</p>	<p>収容人員</p>